

地域振興県土警察常任委員会資料

(令和元年5月21日)

[件名]

- 1 避難に関する新たな5段階警戒レベルの導入について
(危機管理政策課) …… 1
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について(第50報)
(原子力安全対策課) …… 5
- 3 令和元年度における原子力防災の主な普及啓発事業等について
(原子力安全対策課) …… 10
- 4 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) …… 12
- 5 鳥取大学学生防災サークルの設立について
(消防防災課) …… 15

危機管理局



避難に関する新たな5段階警戒レベルの導入について

令和元年5月21日
危機管理政策課
河川課
治山砂防課

中央防災会議、防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告（報告の主要な部分は以下の警戒レベル（5段階）の設定を除き、本県が策定した安全・避難対策あり方研究会報告書と同様の内容を網羅）を踏まえ、平成31年3月に内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されました。大きな変更点として、避難に関する新たな警戒レベル（5段階）が設定され、5段階の中に新たな定義として「災害発生情報」が加えられ、また、河川水位情報や土砂災害警戒情報を警戒レベル相当情報として、レベル分けが行われることとなり、今年度の出水期から運用されることとなりました。

県では新たな警戒レベル（5段階）の設定という新しい考え方を6月の出水期までに県民に周知していくため、市町村や報道機関などと連携を図りながら以下のとおり取り組んでいるところです。

なお、この新たな警戒レベルの運用については、県及び市町村の地域防災計画の正式修正を待たず、暫定運用により開始します。

1 警戒レベル（5段階）の設定の考え方

- ①様々な防災気象情報があるが、住民に十分理解されておらず、避難につながっていない。このため避難行動の共通の判断指標として警戒レベルを設定する。
- ②正常性バイアスを持つ人々を適切に逃がすためには刻々と危険性が増していく状況を都度伝えていくべきであるため、指標は5段階の設定とする。
- ③避難勧告や避難指示（緊急）を受けても避難されていない住民に対して、災害が実際に発生しているという情報が極めて有効であるため、「災害発生情報」を加える。
- ④警戒レベル4で全員避難を行うことを原則とする。（今までの運用と同様）
※避難勧告と避難指示（緊急）は、引き続き災害対策基本法の枠組みとして双方とも残る。
避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令するものであり、避難勧告が全員避難の目安となることを想定している。
- ⑤警戒レベル1～2は気象庁（气象台）が発出し、警戒レベル3～5は市町村が発出する。
- ⑥各防災関係機関が発表する防災情報（気象警報、土砂災害警戒情報、水位情報など）にも警戒レベル相当情報として、レベルの数値を付記する。
⇒国は、市町村、気象庁が発表する警戒レベルの値と、防災関係機関が出す警戒レベル相当情報の値から、住民が自主的に避難の判断を行うことを企図している。

| 避難情報等 | | | | 防災情報 (警戒レベル相当情報) ⇒発出に当たりレベルを添えて周知 |
|-------|-------------------|------|-----------|---|
| 警戒レベル | 行動を促す情報 | 発出主体 | 住民がとるべき行動 | |
| レベル5 | 災害発生情報 | 市町村 | 命を守る最善の行動 | 大雨特別警報 |
| レベル4 | 避難指示(緊急)、 避難勧告 | 市町村 | 避難 | 河川水位情報 土砂災害警戒情報 ダム放流情報 等 |
| レベル3 | 避難準備・高齢者等 避難開始 | 市町村 | 高齢者等は避難開始 | |
| レベル2 | 気象注意報 | 気象庁 | 避難行動の確認 | |
| レベル1 | 警報級の可能性 | 気象庁 | 心構えを高める | |

(注) 太枠内が従来の運用

2 具体の運用方針

市町村の避難情報発令判断を支援するため、県が市町村に発出する河川情報（水位情報等）、ダム放流情報及び土砂災害警戒情報を警戒レベル相当情報として発出する。

また、住民の自発的な避難行動を促すため、「あんしんトリピーメール」により発出する各種情報を警戒レベル相当情報として発出する。

① 河川情報

- ・氾濫注意水位到達情報 → レベル3相当情報（高齢者等は避難開始）
- ・避難判断水位到達情報 → レベル4相当情報（避難）
- ・氾濫危険水位到達情報 → レベル4相当情報（避難）
- ・氾濫発生情報 → レベル5相当情報（命を守る最善の行動）

② ダム放流情報

- ・ダム緊急放流情報（放流の3時間前を目安） → レベル4相当情報（避難）

③ 土砂災害警戒情報

- ・土砂災害警戒情報 → レベル4相当情報（避難）

3 スケジュール

| | |
|---------|--|
| 4月23日 | 県、鳥取大学工学部、鳥取地方气象台、NHKとの勉強会 |
| 〃 25日 | 市町村防災担当課長、气象台との運用についての意見交換会 |
| 5月17日まで | 市町村と避難情報等を発出する際の表現等について調整 |
| 5月下旬 | 市町村に避難情報等の表現例や県が行う河川情報のあんしんトリピーメール等での発出文例を通知、各流域（千代川、天神川、日野川）減災対策協議会で国土交通省、首長に説明 |
| 〃 28日 | 報道機関との勉強会 |
| 5月下旬～ | 県 : ホームページ、県政だより（6月号）、支え愛マップ地区説明会などによる広報 市町村 : 広報誌、地区説明会などによる広報 |
| 6月10日 | 運用開始 |
| 年度内 | 県防災会議（県地域防災計画の修正） |

警戒レベル相当情報～防災気象情報と警戒レベル～

■ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例) 氾濫危険情報: 警戒レベル4相当情報[洪水]

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 住民に行動を促す情報 | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報) |
|--------|---|---|---|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | 災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令 | 氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害))※3 |
| 警戒レベル4 | 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれがあるため、高い状況等となっており、緊急に避難する。 | 避難勧告 避難指示(緊急) ※2緊急時は速やかに避難を促す旨に発令 | 氾濫危険情報 洪水警報の危険 度分布(非常)に危険 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4 |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 避難準備・高齢者等避難開始 | 氾濫警戒情報 洪水警戒情報 洪水警報の危険 度分布(警戒) |
| 警戒レベル2 | 避難に備え自らの避難行動を確認する。 | 洪水注意報 大雨注意報 | 氾濫注意情報 洪水警報の危険 度分布(注意) |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。警戒レベル5相当情報[土砂災害]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として活用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。 | 警戒級の可能性 | 土砂災害に関するメッシュ情報(注意) |

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。
 ※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
 注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
 注2) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報等をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第50報）

令和元年5月21日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等はおおりのとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

| 回数（開催日） | 議題 | 主な説明内容及び原子力規制委員会のコメント |
|------------------|-------------------|---|
| 102回目 （3月14日） | 【設計基準 事故対策】 | <p>1 外部火災影響評価 発電所敷地外の森林火災、航空機落下、燃料タンク、燃料輸送車両等による火災・爆発によって発電所に影響がないことを説明した。</p> <p>2 放射性固体廃棄物の固化材の変更 火災の影響を低減するため、放射性廃棄物をドラム缶に詰める際に使う固化材を可燃物であるプラスチックから不燃物であるセメントに変更することを説明した。</p> <p>3 保安電源設備の整備 外部送電線の独立性、非常用発電機の多重化及び燃料の確保等により、電源が途絶えないことを説明した。</p> |
| | 【重大事故対策】 | <p>1 エアロゾル粒子^{*1}の捕集効果 過去の試験結果を基に、放射性物質であるエアロゾル粒子が事故時に原子炉格納容器から外へ漏えいする割合（捕集効果）について説明した。</p> |
| | 原子力規制委員会からの主なコメント | <p>※審査継続 ○エアロゾル粒子の捕集効果について、試験結果が発電用原子炉に適用できることの説明を充実させること。</p> |
| 103回目 （4月4日） | 【設計基準 事故対策】 | <p>1 外部事象（台風、積雪、落雷、地すべり、航空機落下、船舶の衝突等）の影響評価 外部事象によって発電所に影響がないことを説明した。</p> <p>2 燃料プール監視設備の整備 燃料プールの水位、温度及び放射線量の計測は、外部電源が喪失しても非常用電源で計測の継続ができること等を説明した。</p> <p>3 安全施設の機能確保 1号機や3号機と共用している安全施設（止める、冷やす、閉じ込めるための機能を有する施設）はあるものの、安全機能が損なわれないことを説明した。</p> |
| | 原子力規制委員会からの主なコメント | <p>※審査継続 ○燃料プールの水位測定について、自動化を検討すること。</p> |
| 104回目 （4月9日） | 【設計基準 事故対策】 | <p>1 耐震設計の基本方針について 施設の耐震設計の基本方針を説明した上で、今後の審査で論点となることについて説明した。</p> |
| | 【重大事故対策】 | <p>1 確率論的リスク評価（PRA^{*2}）の再評価 平成30年度に基準地震動及び基準津波が概ね了承されたことを受けて、PRAの再評価結果を説明した。</p> |

| | | |
|-----------------|-------------------|---|
| | 原子力規制委員会からの主なコメント | <p>※審査継続</p> <p>○耐震設計での弾性^{※3}設計用地震動の設定根拠を示すこと。</p> <p>○事故シーケンス^{※4}のグループのまとめ方を説明すること。</p> |
| 105回目 (5月9日) | 【設計基準 事故対策】 | <p>1 内部溢水影響評価^{※5} 溢水源等について説明した上で、溢水によって発電所の安全性が損なわれないことを説明した。</p> <p>2 竜巻影響評価 基準竜巻の風速を92m/sに設定し、竜巻飛来物対策として、竜巻防護ネット、固縛、車両退避等を講じる方針であることを説明した。</p> |
| | 【重大事故対策】 | <p>1 事故シーケンスのまとめ方について 前回(4月9日)の審査会合での指摘を受けて、事故シーケンスのグループのまとめ方について説明した。</p> |
| | 原子力規制委員会からの主なコメント | <p>※審査継続</p> <p>○溢水源となるタンクの選定方法を詳しく説明すること。</p> <p>○30分先の竜巻予報に基づいて車両待避を開始する運用にしているが、車両待避に要する時間(25分間)と比較して時間的余裕があるということを説明すること。</p> <p>○対策の異なる事故シーケンスを同じ事故シーケンスグループとしてまとめている考え方を整理すること。</p> |

- ※1 空間を浮遊している固体又は液体の微粒子
- ※2 事故のきっかけとなる出来事(起因事象)から炉心損傷や格納容器破損に至るのを防ぐための様々な安全装置が用意されているが、これら各種安全装置が故障で機能しない確率を掛け合わせることで、炉心損傷や格納容器破損に至る頻度を評価するもの。
- ※3 錘がなくなれば元に戻るバネのように、地震の揺れが収まったときに施設が元に戻って変形していないこと。弾性設計用地震動で施設が変形していなければ、基準地震動による地震でも施設の安全機能が保持できる。
- ※4 起因事象から始まり、各種安全装置の機能喪失によって炉心損傷や格納容器破損に至るまでの過程を示すもの。
- ※5 建物内での水漏れや外部からの水の流入による影響を評価するもの。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

*前回の報告(平成28年9月15日)以降の審査会合

| 回数(開催日) | 議題 | 概要 |
|---------|----|--------------------|
| 開催なし | | *直近は平成28年9月13日の1回目 |

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

| 区分 | 議題 | 回数* | 主な審査の状況等 |
|---|----------------|---|---|
| 申請概要等 | | 5 | 主要な論点（24項目）を規制庁が提示。審査の進め方を確認。審査説明資料の追加提出について中国電力が説明。 |
| 地震 | 震源を特定して策定する地震動 | 20 | 突道断層の評価長さを約39kmとし、突道断層と鳥取沖西部断層が連動せず、777ガルとすることで了（審査済）。 |
| | 震源を特定せず策定する地震動 | 1 | 検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで了（審査済）。 |
| | 地下構造評価 | 4 | 解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で了（審査済）。 |
| | 敷地の地質・地質構造 | 2 | 敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことで了（審査済）。 |
| | 基準地震動 | 4 | 震源を特定して策定する基準地震動としてSs-D、Ss-F1、Ss-F2を、震源を特定せず策定する基準地震動としてSs-N1、Ss-N2とすることで了（審査済）。 |
| | 耐震設計方針 | 4 | 設計方針を説明し、今後の審査で論点となることを説明。 |
| | 地盤・斜面の安定性 | 0 | — |
| 津波 | 基準津波 | 7 | 日本海東縁部の地震による津波及び敷地前面海域（F-Ⅲ～F-V断層）の地震による津波を基準津波1から基準津波6として策定することで了（審査済）。 |
| | 耐津波設計方針 | 1 | 敷地に津波が侵入せず、海とつながる経路からの津波による漏水の影響もなく、取水機能も保持され、津波防護を達成した設計であることを説明。 |
| 重大事故対策 | 確率論的リスク評価（PRA） | 5 | 重大事故等対策を実施する前のプラントにおいて、重大事故に至る確率について説明。 |
| | 事故シーケンスの選定 | 4 | 新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。 |
| | 有効性評価 | 12 | 選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。 |
| | 解析コード | 4 | 有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。 |
| | 原子炉制御室 | 1 | 事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。 |
| | 水素対策 | 1 | 水素爆発防止対策（電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など）を説明。 |
| | 緊急時対策所 | 1 | 重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。 |
| フィルタ付ベント設備 | 6 | 申請時から新たにヨウ素フィルタ（銀ゼオライト）、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。 | |
| 設計基準事故対策 | 竜巻 | 4 | 設計竜巻の最大風速を引き上げ（69m/s→92m/s）。 |
| | 火災 | 5 | 発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。 |
| | 内部溢水 | 5 | 地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。 |
| | 火山 | 2 | 火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。 |
| | 外部事象 | 2 | 設計上考慮すべき外部事象を選定し、それらによる影響がないことを説明。 |
| | 保安電源設備 | 1 | 外部送電線の独立性、非常用発電機の多重化及び燃料の確保等を説明。 |
| | 静的機器の単一故障等 | 12 | 静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備、安全施設、燃料プール、エアロゾルのDFを説明。 |
| 〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、H31（R1）:3回 | | | |

* 1回の審査会合で複数の議題を審査しており、年度別審査会合数と一致しない。

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

1 新規制基準適合性審査

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | | 常任委員会報告日 (通算回数) |
|------|-----------|------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| | | 地震・津波関係 | プラント関係 | |
| 1回目 | H26.1.16 | 申請の概要 | | H26.2.21(1) |
| 2回目 | H26.1.28 | 申請内容に係る主要な論点 | | |
| 3回目 | H26.2.20 | 敷地周辺陸域の活断層評価 | | H26.3.18(2) |
| 4回目 | H26.3.19 | 敷地周辺海域の活断層評価 | | H26.4.21(3) |
| 5回目 | H26.4.9 | 敷地周辺活断層評価(コメント回答) | | |
| 6回目 | H26.4.16 | 地下構造評価 | | H26.5.21(4) |
| 7回目 | H26.5.1 | 敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答) | | |
| 8回目 | H26.6.27 | 震源を特定せず策定する地震動 | | H26.6.12(5) |
| 9回目 | H26.7.22 | | 確率論的リスク評価(内部事象PRA) | H26.8.21(7) |
| 10回目 | H26.8.5 | | 静的機器の単一故障に係る設計 | |
| 11回目 | H26.8.28 | | フィルタベント系(設計、仕様) | H26.9.18(8) |
| 12回目 | H26.9.5 | 地下構造評価(コメント回答) | | |
| 13回目 | H26.9.11 | | フィルタベント系(運用、コメント回答) | H26.10.9(9) |
| 14回目 | H26.9.30 | | 確率論的リスク評価(地震・津波PRA) | |
| 15回目 | H26.10.2 | | 事故シーケンスの選定 | H26.11.27(10) |
| 16回目 | H26.10.14 | | 有効性評価 | |
| 17回目 | H26.10.16 | | 外部火災(森林火災) | H26.12.17(11) |
| 18回目 | H26.10.23 | | 内部溢水 | |
| 19回目 | H26.10.30 | | 外部火災(産業施設、航空機墜落) | H27.1.21(12) |
| 20回目 | H26.11.6 | | 有効性評価(保管場所、アクセスルート) | |
| 21回目 | H26.11.13 | | 有効性評価 | H27.2.13(13) |
| 22回目 | H26.11.20 | | 地下構造評価(コメント回答) | |
| 23回目 | H26.11.21 | | 内部火災 | H27.3.10(14) |
| 24回目 | H26.12.4 | | 有効性評価 | |
| 25回目 | H26.12.9 | | <現地調査> | H27.5.20(15) |
| 26回目 | H26.12.19 | | 有効性評価 | |
| 27回目 | H27.1.15 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H27.6.8(16) |
| 28回目 | H27.1.16 | | 有効性評価 | |
| 29回目 | H27.1.27 | | 電巻影響評価 | H27.6.24(17) |
| 30回目 | H27.2.3 | | 電巻影響評価 | |
| 31回目 | H27.2.5-6 | <現地調査> | | H27.7.21(18) |
| 32回目 | H27.2.10 | | 緊急時対策所 | |
| 33回目 | H27.2.19 | | 誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路 | H27.8.21(19) |
| 34回目 | H27.2.24 | | 圧力バウンダリ | |
| 35回目 | H27.2.26 | | フィルタベント系(主ライン、弁構成) | H27.8.21(19) |
| 36回目 | H27.3.3 | | 有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力) | |
| 37回目 | H27.3.5 | | 静的機器の単一故障(コメント回答) | H27.8.21(19) |
| 38回目 | H27.3.6 | 地下構造評価(コメント回答) | | |
| 39回目 | H27.3.17 | | 有効性評価(燃料プール、運転停止中) | H27.8.21(19) |
| 40回目 | H27.3.19 | | 外部火災(コメント回答) | |
| 41回目 | H27.3.24 | | 通信連絡設備 | H27.8.21(19) |
| 42回目 | H27.3.31 | | 電巻影響評価(コメント回答) | |
| 43回目 | H27.4.2 | | 監視測定設備 | H27.8.21(19) |
| 44回目 | H27.4.7 | | フィルタベント系(運用方法等) | |
| 45回目 | H27.4.9 | | 電巻影響評価(フジタモデルの適用) | H27.8.21(19) |
| 46回目 | H27.4.21 | | 共用に関する設計上の考慮 | |
| 47回目 | H27.4.24 | 敷地の地質・地質構造 | | H27.8.21(19) |
| 48回目 | H27.5.12 | | 解析コード | |
| 49回目 | H27.5.15 | 敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答) | | H27.8.21(19) |
| 50回目 | H27.5.21 | | 内部溢水(コメント回答) | |
| 51回目 | H27.5.28 | | フィルタベント系(コメント回答) | H27.8.21(19) |
| 52回目 | H27.6.2 | | 誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答) | |
| 53回目 | H27.6.9 | | 解析コード | H27.8.21(19) |
| 54回目 | H27.6.11 | | 原子炉制御室 | |
| 55回目 | H27.6.12 | | 火山影響評価 | H27.8.21(19) |
| 56回目 | H27.6.19 | 敷地周辺陸域の活断層評価(重力異常に係わるコメント回答) | | |
| 57回目 | H27.6.23 | | 解析コード | H27.8.21(19) |
| 58回目 | H27.6.30 | | 確率論的リスク評価(コメント回答) | |
| 59回目 | H27.7.2 | | 外部事象の考慮 | H27.8.21(19) |
| 60回目 | H27.7.9 | | 確率論的リスク評価(コメント回答) | |
| 61回目 | H27.7.14 | | フィルタベント系(コメント回答) | H27.8.21(19) |
| 62回目 | H27.7.16 | | 内部火災(コメント回答) | |
| 63回目 | H27.7.21 | 敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答) | | H27.8.21(19) |
| 64回目 | H27.7.28 | | 原子炉建屋内水素対策 | |
| 65回目 | H27.8.4 | | 内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方 | |
| 66回目 | H27.8.6 | | | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | | 常任委員会報告日 (通算回数) |
|-------|--------------|---------------------------------------|---|--------------------|
| | | 地震・津波関係 | プラント関係 | |
| 66回目 | H27.9.9 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H27.9.14(20) |
| 67回目 | H27.10.15 | | 解析コード(コメント回答) | |
| - | H27.10.29-30 | <現地調査> | | H27.12.1(21) |
| 68回目 | H27.11.20 | 敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層) | | |
| 69回目 | H27.12.16 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価) | | H27.12.16(22) |
| 70回目 | H28.1.15 | 敷地の地質・地質構造(コメント回答) | | H28.1.21(23) |
| 71回目 | H28.1.29 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H28.2.24(24) |
| 72回目 | H28.3.31 | | 今後のBWRプラントの審査の進め方 | H28.4.21(25) |
| 73回目 | H28.4.21 | | BWR審査における論点及び今後の審査の進め方 | |
| 74回目 | H28.4.28 | | 火山影響評価(コメント回答) | |
| 75回目 | H28.5.13 | 震源を特定して策定する地震動 | | H28.5.31(26) |
| 76回目 | H28.5.26 | 耐震重要度分類 | | |
| 77回目 | H28.7.12 | 耐震重要度分類 | 有効性評価(コメント回答) | H28.7.19(27) |
| 78回目 | H28.8.25 | | 有効性評価(コメント回答) | H28.9.15(28) |
| 79回目 | H28.9.15 | | 有効性評価(コメント回答) | H28.10.7(29) |
| 80回目 | H28.11.11 | 震源を特定して策定する地震動(コメント回答) | | |
| 81回目 | H28.11.16 | 耐震設計の論点 | | H28.11.28(30) |
| 82回目 | H28.12.16 | 基準津波の策定 | | |
| 83回目 | H29.2.17 | 震源を特定して策定する地震動(コメント回答) | | H29.1.19(31) |
| 84回目 | H29.6.9 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H29.6.28(33) |
| - | H29.7.13 | <自治体職員向け説明会> | | H29.7.21(34) |
| 85回目 | H29.7.28 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H29.8.21(35) |
| 86回目 | H29.9.29 | 敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答) | | H29.10.6(36) |
| 87回目 | H29.10.27 | 震源を特定して策定する地震動(コメント回答) | | H29.12.1(37) |
| 88回目 | H29.12.1 | 震源を特定して策定する地震動(コメント回答) | | H29.12.19(38) |
| 89回目 | H30.2.2 | 基準地震動(コメント回答) | | |
| 90回目 | H30.2.16 | 基準地震動(コメント回答) | | H30.2.23(39) |
| 91回目 | H30.4.6 | 基準津波の策定(コメント回答) | | H30.4.20(40) |
| 92回目 | H30.4.27 | 基準地震動の年超過確率の参照について | | H30.5.21(41) |
| 93回目 | H30.5.25 | 基準津波の策定(コメント回答) | | |
| 94回目 | H30.6.1 | 基準地震動の年超過確率の参照について | | H30.6.15(42) |
| 95回目 | H30.7.20 | 基準津波の策定(コメント回答) | | H30.8.21(43) |
| 96回目 | H30.9.28 | 基準津波の策定(コメント回答) | | H30.10.11(44) |
| - | H30.11.15-16 | <現地調査> | | H30.11.29(45) |
| 97回目 | H30.12.14 | 基準津波に伴う砂移動評価について 基準津波の年超過確率の参照について | | H30.12.17(46) |
| 98回目 | H30.12.18 | | 設計基準への適合性及び重大事故等対策について | H31.1.21(47) |
| 99回目 | H31.1.18 | 基準津波の年超過確率の参照について(コメント回答) | | H31.2.14(48) |
| 100回目 | H31.2.5 | | 不法な侵入防止、原子炉冷却材圧力バウンダリ、誤操作の防止、安全避難通路等、全交流動力電源喪失対策設備、安全保護回路 | H31.3.6(49) |
| 101回目 | H31.2.26 | | 耐津波設計方針 | |
| 102回目 | H31.3.14 | | 外部火災影響評価、放射性固体廃棄物の固化材の変更、保安電源設備、エアロゾル粒子の捕集効果(DF) | |
| 103回目 | H31.4.4 | | 外部事象の考慮、燃料プール、安全施設 | R1.5.21(50) |
| 104回目 | H31.4.9 | | 耐震設計の基本方針、PRA(内部事象、地震、 | |
| 105回目 | H31.5.9 | | 竜巻、内部溢水、事故シーケンス | |

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 常任委員会報告日 (通算回数) |
|-----|----------|-------|--------------------|
| 1回目 | H28.9.13 | 申請の概要 | H28.9.15(28) |

: 今回の報告対象

令和元年度における原子力防災の主な普及啓発事業等について

令和元年 5月21日

原子力安全対策課

原子力防災対策において、原子力災害の特殊性から、県民が放射線及び放射線防護対策に関して正しい知識を持つことが重要であり、令和元年度の主な普及啓発活動等を以下のとおり計画しています。

1 原子力防災ハンドブック（平成31年版）

原子力災害時における適切な対応の手引きとして、緊急時の対応のほか、日ごろの備えや放射線の基礎知識等を掲載した冊子を平成31年3月県内全戸、防災関係機関、防災士等に配付しました。〔平成31年2月定例会でお知らせ済み〕

※県のHPでも公開

(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=6683>)



2 冊子「とっとりの原子力防災2019」

県の取り組みの透明性の確保や原子力に関する住民の正しい知識と安心・安全の確保に繋がることを目的として、本県の原子力防災対策、安全対策等を取りまとめ、市町村、原子力安全顧問、防災関係機関等に配布しました。

・原子力防災対策、安全対策、島根原子力発電所・人形峠環境技術センターの概要 等

※県のHPでも公開

(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=7045>)



3 原子力防災講演会

放射線の基礎知識、放射線被ばくと人体への影響、原子力災害時の対応方法などについて学び、県民が原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、県民や防災関係機関の職員等を対象とした講演会を、米子市、境港市、三朝町、鳥取市で計4回（7月～8月頃）開催します。

4 原子力防災現地研修会（見学会）

島根原子力発電所の安全対策及び防災対策の現状や原子力発電の仕組みを理解していただくため、県民を対象とした発電所等の現地研修会を3回開催予定です。※参加無料、定員：8月は80名、他は40名

○開催予定 4月20日（27名参加）、8月10日（小・中学生とその保護者対象）、10月頃

○研修内容 島根原子力発電所の安全対策の概要・構内見学（バス車窓）及び放射線の基礎知識、本県の原子力防災対策の概要など

5 避難先及び避難経路確認訓練

広域住民避難計画に対する理解促進及び避難先での生活に対する不安軽減を図るため、避難経路、避難退域時検査会場、避難先施設等を確認し、避難先市町役場職員等との意見交換を実施する訓練を米子市、境港市と共同で適時実施します。

6 原子力防災基礎研修会

原子力災害に対応する地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関の職員を対象として、原子力災害の特殊性（放射線防護の基礎知識）と鳥取県の原子力防災対策を理解していただくため、中・西部で各1回（7月頃に開催予定）実施します。

7 バス、タクシー等の運転業務従事者を対象とした研修会

原子力災害時において住民の避難に使用するバス・タクシーの運転士等の安全確保を目的として、広域住民避難計画に関する理解の促進と放射線防護に関する基礎知識の習得を図るための研修会を、西部・東部で各1回（8月、2月頃に開催予定）開催します。

○研修内容 ①放射線防護に関する基礎知識（座学）、②原子力災害対策指針と広域住民避難計画（座学）、③放射線測定器の取扱い、防護装備の着脱（実習）

8 その他

- (1) 鳥取県の原子力防災に関する情報を総合的に発信するポータルサイトである「鳥取県原子力防災」WEBサイトのホームページの充実（各種情報へのアクセス向上に向けたトップページの拡充など）
- (2) 平成30年度原子力防災訓練（住民避難訓練の実施状況や防災関係機関の活動状況）映像*の県ホームページでの公開（とっとり原子力防災動画チャンネル）

※ナレーションや図での解説に加え、バリアフリー字幕対応として聴覚障がい者の方にも御覧いただけます。

- (3) UPZ地域を対象としたケーブルテレビ（CATV）による原子力防災情報番組の放送
原子力防災対策や日ごろの備えなど、県民の皆さんに知っていただきたい内容を紹介するほか、原子力防災訓練の実施などの情報を県西部地域で放送する。放送された番組は、放送月の翌月に県ホームページで公開（とっとり原子力防災動画チャンネル）し、いつでも閲覧可能です。

※県HPでも公開（<https://www.youtube.com/channel/UCj5oB2cUyc0GoOV8dOWKwvg>）

※UPZ：原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階で屋内退避などの防護措置を行う区域でおおむね原子力発電所から5～30km圏

- (4) その他、出前講座、防災士研修等でも普及啓発を進めていきます。

鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和元年5月21日
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問から自己申告書の提出を受けて、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

1 確認の内容

- (1) 平成30年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- (2) 平成30年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等^{*}への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

2 確認の結果

各顧問から提出された自己申告書をもって、全顧問について、中立性及び公平性が確保されていることを確認しました。

（詳細は別紙「鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容」のとおり）

【参考】鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

参考：鳥取県原子力安全顧問一覧

鳥取県原子力安全顧問

(平成30年11月1日現在、分野内は五十音順)

| 分野 | 専門分野 | 顧問名 | 所属・役職 |
|--------------|--------------|--------------------|----------------------------|
| 環境 モニタリング | 放射線計測・防護 | うらべ いづみ 占部 逸正 | 福山大学・教授 |
| | 環境放射能 | えんどう さとる 遠藤 暁 | 広島大学・教授 |
| | 放射能環境変動 | ふじかわ ようこ 藤川 陽子 | 京都大学複合原子力科学研究所・准教授 |
| 放射線 影響評価 | 放射線治療・放射線物理 | うちだ のぶえ 内田 伸恵 | 鳥取大学医学部附属病院・教授 |
| | 線量評価(内部被ばく) | かい みちあき 甲斐 倫明 | 大分県立看護科学大学・教授 |
| | 緊急被ばく医療 | かみや けんじ 神谷 研二 | 広島大学・副学長・特任教授 |
| | 救急医学、被ばく医療 | とみなが たかこ 富永 隆子 | 放射線医学総合研究所・医長 |
| 原子炉工学 | 原子力工学 | おおやま たかふみ 青山 卓史 | 日本原子力研究開発機構・研究主席 |
| | 原子力工学 | かたおか いさお 片岡 勲 | 大阪大学名誉教授 福井工業大学・工学部長・教授 |
| | 原子炉物理 | きただ たかのり 北田 孝典 | 大阪大学・教授 |
| | 原子力工学 | むた ひし 牟田 仁 | 東京都市大学・准教授 |
| | 熱加工力学、材料力学 | もちつき まさひと 望月 正人 | 大阪大学・教授 |
| | 原子力工学 | よしはし さちこ 吉橋 幸子 | 名古屋大学・准教授 |
| 放射性廃棄物 | 核燃料サイクル | ささき たかゆき 佐々木 隆之 | 京都大学・教授 |
| 地震関係 | 強震動、震源断層 | かがわ たかお 香川 敬生 | 鳥取大学・教授 |
| | 地震活動・震源メカニズム | にしだ りょうへい 西田 良平 | 鳥取大学・名誉教授 |
| 地下水・ 地盤対策 | 地盤工学 | こうの まさのり 河野 勝宣 | 鳥取大学・講師 |
| 原子力防災 | 都市・地域防災学 | うめもと みちたか 梅本 通孝 | 筑波大学・准教授 |

任期 平成30年10月17日～令和2年10月16日(富永、牟田、吉橋、梅本顧問を除く)

平成30年11月1日～令和2年10月16日(富永、牟田、吉橋、梅本顧問)

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

令和元年5月21日
原子力安全対策課

| 顧問氏名 | 青山 卓史 | 内田 伸恵 | 梅本 通孝 | 占部 逸正 | 遠藤 暁 | 甲斐 倫明 | 香川 敬生 | 片岡 勲 | 神谷 研二 | 北田 孝典 | 河野 勝宣 | 佐々木 隆之 | 富永 隆子 | 西田 良平 | 藤川 陽子 | 牟田 仁 | 望月 正人 | 吉橋 幸子 |
|---|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------------------------------|-------|------------------------------|-------|-----------------------|-------|------|-------------|-------|
| ①参観日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②参観日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③参観日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④参観日前直近3年間に、参観中の顧問は前年度に、委員の研究及び所屬する研究等に対する原子力事業者等からの寄附金、香酒者及び寄付金源 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| ⑤参観日前直近3年間に、参観中の顧問は前年度に所屬する研究等を受取った学生が就職した原子力事業者等の名簿及び就職者数 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | あり(三菱重工 工業・1名、原子力エレクトロニクス・1名) | なし | あり(関西電力・1名、北陸電力・1名、日立製作所・1名) | なし | あり(東芝エネコルギーンシステムズ・1名) | なし | なし | あり(中部電力・2名) | |

調査対象外
(委員の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)

原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。
(五十音順)

鳥取大学学生防災サークルの設立について

令和元年5月21日

消 防 防 災 課

1 鳥取大学学生防災サークル（鳥大防災Lab.）の設立について

平成31年2月に鳥取大学で防災サークルが設立され、平成31年4月19日に鳥取大学においてキックオフイベントが行われました。

(1) 設立経緯

鳥取大学内に防災団体がなかったことから学内への防災の啓発活動等を行うことを目的に発足。

(2) キックオフイベントの概要

防災グッズの展示等及び地域や学生への防災情報の発信、活動表明及びメンバーの勧誘を目的に実施。

- ・ 日 時 平成31年4月19日(金)午後4時30分から午後9時まで
- ・ 場 所 鳥取大学広報センター1F CDL
- ・ 参加者 鳥取大学生、学内関係者、防災部局関係者等約40名



防災グッズ等を説明する様子。



学生が発表する様子

(3) サークルのメンバー数 15人

(4) 今後の活動予定

- ・ 鳥取大学内でのHUGゲーム（避難所運営ゲーム）大会の実施
- ・ 東日本大震災の被災地での聞き取り（宮城県田の浦）等

2 県内他の大学等の活動状況について

鳥取看護大学・鳥取短期大学でも防災サークルが活動中です。

(1) 名称 ToCoToN FAST※

※「Tottori College & Tottori College of Nursing Fire And Safety Team」の略

(2) 設立経緯 平成30年7月26日、防災意識の向上を目的に発足。

(3) サークルのメンバー数 6人

(4) これまでの活動実績及び今後の活動予定

〔実績〕 大学祭での被災地への募金活動の実施、防災学習会の講師補助等実施

〔予定〕 学内の避難訓練・県内の防災イベント等への参加、防災学習会の講師補助等

3 県の学生防災サークルに対する取り組み

令和元年度の消防庁における企業・大学との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業において、本県提案の学生防災サークル設立・活動支援事業が採択された。

〔採択額2,500千円(国10/10)〕

この事業により、防災サークルの活動支援及び他の高等教育機関における防災サークル設立の働きかけを行っていく予定です。

